

上ヶ原浄水場再整備等事業
特定事業の選定

令和元年 5 月 31 日
神戸市水道局

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、上ヶ原浄水場再整備等事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

令和元年5月31日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋義

目 次

第 1	事業の概要	1
1	事業名称.....	1
2	事業目的.....	1
3	対象となる事業の概要.....	1
4	事業方式.....	1
5	事業内容.....	1
6	事業期間.....	1
7	選定事業者の収入.....	1
第 2	市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価	2
1	概要.....	2
2	経費算出による定量的評価.....	2
3	リスク調整（市のリスク軽減に係る評価）.....	3
4	PFI 方式により実施することの定性的評価.....	3
5	総合的評価.....	3

第1 事業の概要

1 事業名称

上ヶ原浄水場再整備等事業

2 事業目的

市の貴重な自己水源である千苺貯水池を水源とした上ヶ原浄水場は、リスク分散の観点から水系が異なる阪神水道企業団の水系へのバックアップ機能を有しており、さらに位置エネルギーの有効活用が期待できる立地でもある。

しかしながら、浄水場施設の老朽化が進んでおり、次の100年も安定的に神戸へ水を送るためには、再整備が必要であるが、一方で、市では水需要減少による給水収益の減少が進んでおり、整備事業においてのコストの縮減や、運営事業においての効率的な施設運用が必要となっている。

本事業では、上ヶ原浄水場を再整備し、良質な水を安定的に供給する上水道施設（以下「上水施設」という。）を新設するとともに、民間事業者による効率的な施設運用が行われることを目的とする。

3 対象となる事業の概要

本事業は、上ヶ原浄水場を再整備するために、本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）が上水施設の設計業務、建設業務、工事監理業務を行った後、上水施設の所有権を市に移転し、維持管理期間を通して上水施設の運転管理業務、保全管理業務（保守点検・修繕等）及びその他施設運用に係る業務（以下「維持管理業務」という。）を実施するものである。

4 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものとし、事業方式は、選定事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、選定事業者が維持・管理及び運営を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

5 事業内容

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が統括マネジメント業務、上水施設再整備業務、上水施設維持管理業務を行うものとする。

また、市は第三者委託を予定しており、水道管理業務受託者となった選定事業者は受託水道業務技術管理者を置き、上水施設の維持管理業務を行う。

6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から5年間を整備期間とし、その後の15年間を維持管理期間とする。

7 選定事業者の収入

市は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、上水施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、整備期間における統括マネジメント業務に係る対価及び上水施設の維持管理業務と維持管理期間の統括マネジメント業務に係る対価を支払う。

第2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

1 概要

(1) 選定の基準

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担額の軽減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービスの水準の向上が期待できることを選定の条件とした。

(2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来見込まれる財政負担の各年度額（想定される市の支出から収入を差し引いたもの）を算出のうえ、これを現在価値に換算して累計することで評価を行った。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

2 経費算出による定量的評価

(1) 算出にあたっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と、PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものではない。

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	① 整備費（設計費、建設費、工事監理費） ② 維持管理費	① 設計・建設等のサービス対価 ② 維持管理のサービス対価 ※統括マネジメントに係る費用は上記に含む
共通の条件	① 事業期間 : 令和 2 年度～令和 22 年度 ② 事業規模 : 浄水能力 70,000 m ³ /日の浄水場の新設等 ③ インフレ率 : 0% ④ 割引率 : 2.3%	
施設整備及び維持管理に関する費用	基本設計を実施し、積上げた数量及び部分的に取得した見積りに基づき設定。	類似事業における事業費実績等を勘案しつつ、基本設計で算出した金額を基に、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
資金調達の内訳	一般財源	一般財源

(2) 算出方法及び評価の結果

算出にあたっての前提条件を基に、市が自ら実施した場合の市の財政負担額と、PFI方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値に換算した額で比較した。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約8%程度削減されることが期待できる。

3 リスク調整（官民の適切なリスク分担）

本事業においては、建設から運営までの長期にわたるライフサイクル期間において、市が分担すべきリスクは市に留保しつつ、選定事業者が管理するリスクを、適切に選定事業者へ分担することで、より効率的な事業運営が期待できる。

4 PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、定量的な効果である市の財政負担額の軽減の達成に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

- ▶ 運転維持管理を長期間の包括契約とすることで、業務に対する専門性が発揮され、事業者のノウハウや創意工夫の活用により、管理が円滑かつ効率的に行われる。
- ▶ 第三者委託及び性能発注を導入することで、選定事業者の責任と裁量を明確化させることが可能となり、選定事業者が持つ最新の技術やノウハウを取り入れることが期待できる。その上で、定期的な意見交換や訓練等を公民連携により実施することで、市にとって更なる技術力の向上が見込まれる。

5 総合的評価

本事業は、PFI方式にて実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約8%の市の財政負担額の軽減が期待できると共に定性的事項についても効果を期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。